

子どもの発達総合支援事業

(国立市子ども家庭部子育て支援課発達支援室)

- ・ 目的 発達に心配のあるお子さんへの切れ目のない支援を行う

- ・ 経過

平成22年11月	「国立市相談支援業務調整連絡会議」内に「国立市療育事業準備会」を設置
平成24年11月	国立市発達しょうがい児（者）支援事業検討委員会設置
平成25年 4月	子ども家庭部 子育て支援課に発達支援室（係）新設
平成25年 7月	相談事業開始
平成26年 4月	国立市発達支援室条例施行 通所事業開始

- ・ 相談事業

- 〈発達相談〉

対象：0～18歳の発達に心配のある子どもの保護者、支援者など

内容：保護者からの相談を受け、相談内容に対応するとともに、年齢に応じた適切な支援へつなげていく

受付：月曜日から金曜日午前10時から午後4時まで（予約制）

- 〈巡回相談〉

対象：認可保育所、認証保育所、幼稚園等、保育ママ（各園年1回+フォローアップ）

内容：巡回先で相談に応じ、適切な保育内容等についてアドバイスをする

体制：医師1名（業務委託）、臨床心理士1名（業務委託）、支援室スタッフ同行

- ・ 通所事業

- 〈親子グループ〉

対象：2歳～就学前の発達支援の必要な子どもとその保護者

内容：発達段階に応じたプログラムに親子で参加する中で、子どもの発達を支援する
保護者からの相談を受け、家庭での育児支援や適切な機関につなげる。

開所日：週3日

- ・ 研修・講演会

対象：保育園・幼稚園等職員向け、一般市民向け、子育て中の親向け等